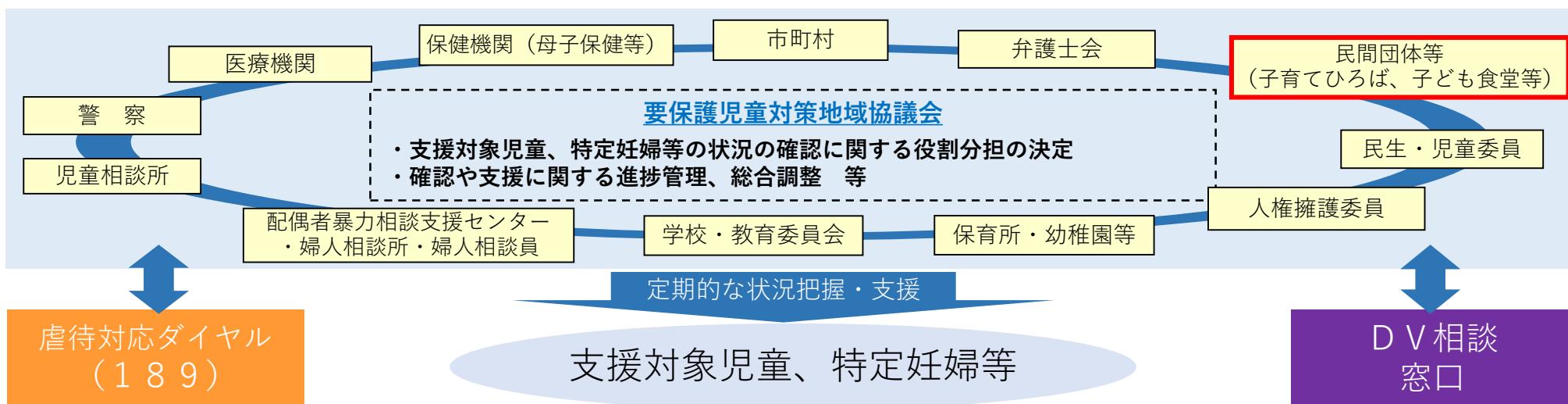




子どもの見守り強化アクションプラン

- 学校等の休業や外出自粛が継続する中で、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待リスクが高まっている。
 - 今後も、地域によってはこうした状況が続くことが見込まれるため、これまでの取組（別紙）に加え、**様々な地域ネットワークを総動員して、支援ニーズの高い子ども等を定期的に見守る体制を確保**し、児童虐待の早期発見・早期対応につなげるため、「**子どもの見守り強化アクションプラン**」を実施する。
- <実施主体>** 市町村に設置している要保護児童対策地域協議会（要対協）
- <対象児童等>** 要対協に登録されている「**支援対象児童**」、「**特定妊婦**」
- <実施方法>**
- ・要対協が中核となって、対象児童等ごとに、見守り・支援を主として担う機関（※）を決め、電話・訪問等により**状況を定期的に確認（少なくとも週1回）**。
 - ・地域での見守りについては、行政機関をはじめとした要対協のメンバーだけでなく、**民間団体等に幅広く協力を求め、地域のネットワークを総動員して**、体制を強化。
 - ・状況把握の結果は要対協で集約し、必要に応じ**支援・措置（児相による一時保護等を含む）**につなげる。
※見守り・支援を主として担う機関
 - 就学児童 → 学校（休業中の場合も含む）
 - 就学前児童 → 保育所、幼稚園等（休業中の場合も含む）
 - 特定妊婦 → 市町村の担当部局
 - 未就園児等 → 要対協で主担当を決める
- <国等の支援>** 民間団体等に子どもの見守りへの協力を積極的に求めることとし、そのための活動経費等を支援。



- 児童虐待防止対策については、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月関係閣僚会議決定）等を踏まえ、令和2年度予算で関係予算の拡充を図るとともに、自治体等と連携し、施策や体制の強化に取り組んでいる。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大の防止のため、学校休業や外出自粛等が行われている中、子どもの生活環境が変化し、児童虐待が増えることが懸念されるため、関係府省庁、自治体、関係機関・団体等の連携の下、以下の取組をさらに推進。

1. 様々なチャンネルを通じた子どもの実態把握と支援

□ 要対協等を通じた支援対象児童等の状況の把握

- 自治体において支援対象児童等の状況の変化の把握と支援（必要な場合は躊躇ない一時保護の実施）

□ 学校等との連携を通じた子どもの情報の共有

- 登校日における面会、ICTの活用、定期的な子どもの状況把握
- スクールカウンセラーの支援等による心のケア等

□ 市町村の母子保健事業と連携、子育て支援事業等の活用

- 市町村の母子保健事業において、環境変化によるリスクに留意
- 子育て短期支援事業、特定妊婦等への子育て支援訪問事業（育児用品等の配布）等の活用

3. 児童虐待防止施策とDV施策の連携強化等

□ 児童相談所等と配偶者暴力相談支援センター等の連携強化

- 新たなDV相談窓口と婦相、児相、市町村等の連携
- 婦人相談所に関係機関との連絡調整を行うコーディネーターの配置を促進

□ 児童相談所と警察との連携の推進

- 児相への警察OBの配置や要対協への警察の参画の促進、合同研修等

2. 児童虐待通報・相談窓口の周知

□ 児童相談所虐待対応ダイヤル（189）等の相談窓口の周知

- 昨年12月から189の通話料を無料化
- 厚労省HPに「生活環境等でストレスを抱えている方」のサイトを新設（相談窓口、子どもとの関わりのポイント等を掲載、ツイッター、フェイスブックでも周知）
- 「24時間子供SOSダイヤル」等の周知・連携協力
- 民間の各種相談窓口の周知と連携

□ SNSによる相談窓口の設置

- 自治体に令和2年度予算も活用し、SNSによる相談窓口（子ども本人の相談にも対応）の設置の検討を要請

4. 体罰等による子育ての推進

□ 体罰禁止を含む改正法の施行と周知啓発

- 令和2年4月の児童虐待防止法等改正法の施行も踏まえ、体罰等による子育て（子どもの権利を含む）について、様々な媒体を通じて、民間団体等と連携のもと、周知啓発

□ 民間団体が実施する相談支援等との連携

- 民間団体が実施している子育ての不安・悩みに関する電話やメールによる相談支援等との連携